

意見書を提出する方へ

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「アセス条例」という。）第21条第1項の規定に基づき、次のとおりどなたでも市に意見書を提出することができます。

1 意見書を提出できる方及び記載する内容

- ・環境の保全の見地からの御意見のある方が提出することができます。
- ・準備書に記載された「評価項目ごとの調査、予測及び評価又はその環境保全上の措置」等についての意見を具体的かつ明瞭にお書きください。

2 提出された意見書の取扱い

- (1) 御提出いただいた意見書は、環境影響評価に関する条例第21条第2項の規定に基づき、個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付し、指定開発行為者が意見に対する見解を作成します。（市が見解を示すものではありません）。
- (2) 指定開発行為者（事業者）は、意見とそれに対する見解を記載した資料を作成し、市に提出します。市は、これを環境影響評価審議会に提出するとともに、審査書を作成する際に考慮いたします。
- (3) 準備書に対する意見の概要と見解は、後日指定開発行為者（事業者）が作成する見解書に記載され、市はこれを縦覧いたします。
- (4) 個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。
- (5) 御提出いただいた意見書の仕分け業務を、外部委託する場合があります。
- (6) 個人情報は、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

3 意見書の提出方法及び提出先

郵送、持参又は本市ホームページ内フォームのいずれかにより御提出をお願いします。（ファクス、Eメールでは受け付けていません。）

【郵送の場合】 〒210-8577 川崎市環境局環境評価課（住所記載不要）

【持参の場合】 川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎15階

【本市ホームページ内フォーム】

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000095709.html>

上記ページの「現在、条例に基づき意見書の提出が可能なアセス図書一覧」からリンク先を参照
区役所等では受け付けておりません。



4 意見書を提出できる期間

縦覧期間中（令和4年12月12日～令和5年1月25日）

（郵送の場合は、令和5年1月25日消印有効。持参の場合は土日祝日年末年始を除く日の8時30分～17時まで受け付けます。）

参 考 川崎市環境影響評価に関する条例（抜粋）

第21条 条例準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第19条の縦覧期間内に、市長に対し、意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、当該意見書の写しを指定開発行為者に送付するものとする。

【問い合わせ先】川崎市環境局環境対策部環境評価課

電 話：044-200-2156 F A X：044-200-3921

メール：30kanhyo@city.kawasaki.jp

（意見書はF A X、メールでは受け付けていません。ご注意ください。）

事業の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意見書

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

住 所 〒

フリガナ

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

電話番号又はメールアドレス

川崎市環境影響評価に関する条例 (平成11年川崎市条例第48号) 第21条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

(注意事項)

- 1 環境の保全の見地からではない意見や、記載事項に不備がある意見書は、意見書として取扱うことができませんので御注意ください。
- 2 意見の記入及び提出に当たっては必ず別紙「意見書を提出する方へ」を御確認ください。提出方法は郵送、持参、ホームページ内フォームのいずれかです。ファクス、Eメールでは受け付けていません。
- 3 御記入いただいた個人情報川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

(1) 準備書の該当ページ番号
又は環境影響評価項目等

(2) 準備書についての環境の保全の見地からの意見

意見記入欄

※ この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。その場合、紙の右上に__枚中__枚目と全体の枚数を記載してください (例: 3枚中1枚目)。

提出期限 令和5年1月25日(水)まで (郵送の場合は当日消印有効)